

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	地方税徴収関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、地方税徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

銚子市長

## 公表日

令和6年3月15日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税徴収に関する事務
②事務の概要	<p>銚子市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況を確認の上、過納者に還付充当処理、滞納者には督促を行う。 ③金融機関窓口、コンビニ、口座振替、マルチペイメント、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④証明書交付事務 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談、分納誓約等の措置を行う。 ⑥滞納者に対し地方税法に基づき差押え・交付要求・財産の換価等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後の納付に対し、地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧滞納処分の停止を行い、時効完成したものに対して不納欠損処理を行う。</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

収納情報ファイル
----------

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	銚子市役所 総務課 総務室 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8190
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	銚子市役所 税務課 債権管理室 債権管理班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8954
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	政策企画部税務課	税務課		
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 山口 重幸	税務課長 長尾奈美		
平成30年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	銚子市役所 総務市民部 総務課 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話 0479-24-8190	銚子市役所 総務課 総務室 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8190		
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	銚子市役所 政策企画部 税務課 諸税班・収納班・収納特別班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8954	銚子市役所 税務課 債権管理室 債権管理班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話 0479-24-8954		
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成30年4月1日	2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない		
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 長尾奈美	税務課長		
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書		
平成31年4月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である		
平成31年4月1日	3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要がない	—	十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)	—	十分である		
平成31年4月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である		
平成31年4月1日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	提供・移転しない		
平成31年4月1日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない(入手)		
平成31年4月1日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない(提供)		
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である		
平成31年4月1日	8. 監査	—	内部監査		
平成31年4月1日	9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている		
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1 番号法 第19条第7号 別表第二の27の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条	(情報照会の根拠) 1 番号法 第19条第8号 別表第二の27の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(個人住民税)、Acrocity住民情報(固定資産税)、 Acrocity住民情報(軽自動車税)、Acrocity住民情報(総合収納管理)、滞納整理システム、 データ連携システム、バックアップシステム、中間サーバー	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(個人住民税)、Acrocity住民情報(固定資産税)、 Acrocity住民情報(軽自動車税)、Acrocity住民情報(総合収納管理)、滞納整理システム、 データ連携システム(番号連携サーバー)、バックアップシステム、中間サーバー	事後	
令和6年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1 番号法 第19条第8号 別表第二の27の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条	—	事後	
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	保護評価の再実施による